

学 則

(居宅介護職員初任者研修等運営要領)

1 研修の目的

居宅介護サービスを充実させるため、視覚障がい者や全身性障がい者の移動介護従業者及び同行援護従事者の養成を図り、福祉社会への対応の一助とする。

2 研修の名称

全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

同行援護従業者養成研修一般課程

3 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修了年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
全身性障害者 移動介護従業者 養成研修課程	札幌市	昼間	2月	2月	50	0	吉田学園医療歯科専門学校 視能訓練学科
同行援護 従業者養成研修 一般課程	札幌市	昼間	2月	3月	50	0	吉田学園医療歯科専門学校 視能訓練学科

4 受講手続

(1) 申込み

吉田学園医療歯科専門学校 視能訓練学科への出願をもって本研修申込みを兼ねることとする。

(2) 受講料

本学則2の各研修の受講料「0円」は、吉田学園医療歯科専門学校 視能訓練学科の学費（授業料及び教育充実費）に含まれているため、同学科の学費徴収をもって納入確認とする。ただし、テキスト代は、別途徴収する。

5 研修時間数

研修時間数は、別紙1「全身性障害者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム」及び「同行援護従業者養成研修一般課程カリキュラム」のとおりとする。

6 研修の免除

免除科目は、別紙2のとおりとする。ただし、受講者から所定の免除申請があった場合に限る。

7 主要テキスト

(1)「ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編 第2版」 中央法規出版

(2)「同行援護従業者養成研修テキスト」 中央法規出版

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科の研修開始前と終了後に出席簿等により出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

講義・演習については、原則として研修教科別の成績評定は行わない。

(3) 修了の認定方法

講義・演習については、研修教科のすべてに出席しなければならない。ただし、欠席した教科については、補講を受けることにより、出席したものとして扱う。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙3の修了証明書を交付する。

9 退学規定

吉田学園医療歯科専門学校学則第24条及び第25条の退学及び除籍の条項の定めによる。

10 その他

その他必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この学則は、平成29年9月1日から改定施行する。
- 3 この学則は、令和7年4月1日から改定施行する。